

## 下関市名誉市民条例施行規則

平成21年1月5日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市名誉市民条例(平成17年条例第344号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(証書等)

第2条 条例第3条第1項の称号の贈与を証する証書及び名誉市民章の様式は、称号の贈与を証する証書については様式第1号のとおりとし、名誉市民章については様式第2号のとおりとする。

(名誉市民台帳)

第3条 下関市名誉市民の称号を受けた者を永久に記録するため、名誉市民台帳(様式第3号)を備える。

(甲慰)

第4条 条例第4条第2号の甲慰は、甲辞、甲花又は甲慰金を贈ることとする。

(委員会)

第5条 条例第5条第1項の下関市名誉市民選考委員会(以下「委員会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。

2 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会の議事について直接の利害関係を有する委員は、その会議に出席することができない。

( 委員会の庶務 )

第 7 条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

( その他 )

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

下 関 市 名 誉 市 民 証 書

様

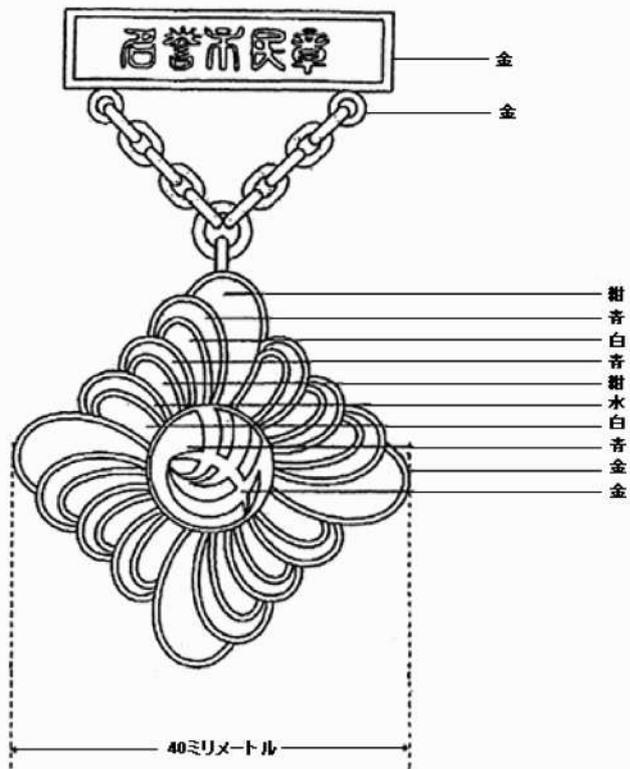
下 関 市 は あ な た に 下 関 市 名 誉 市 民  
条 例 の 定 め る と こ ろ に よ り 下 関 市  
名 誉 市 民 の 称 号 を 贈 り ま す

年 月 日

下 関 市 長



様式第2号(第2条関係)



裏面に「下関市」の文字彫刻

様式第3号(第3条関係)

名 誉 市 民 台 帳

		登録番号 第 号
写真ちょう付	議会の議決	年 月 日議決(議案第 号)
	撮影年月日	年 月 日
	ふりがな 氏 名 (生年月日)	( 年 月 日)
	出 生 地	
	本 籍 地	
	現 住 所	
(略歴)		
(功績の概要)		

様式第 1 号 ( 第 2 条関係 )

様式第 2 号 ( 第 2 条関係 )

様式第 3 号 ( 第 3 条関係 )